令和２年５月２９日
米沢キャンパス長決定

米沢キャンパスにおける新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応について

標記のことについて、教職員の出張及び県外移動に伴う取扱い等については、下記のとおりとします。

記

＜期間：令和２年６月１日～令和２年６月３０日＞

１．「出張」について

○５月２５日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった５都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。以下「５都道県」という。）への出張は、６月１８日までは、各自必要性を慎重に判断し行動する。

○出張した場合は、三密を避け、行動履歴を記録しておくこととする。

２．「飲食を伴う会合への参加」について

○懇親会、食事会等で多数が集まるものについては、できる限り自粛する。

○少人数が集まるものについては、間隔を空けるなどの感染対策を徹底して実施するものは制限しない。

３．「学外者の来訪」について

○イベントは、原則オンラインにより実施する。

○５都道県からの来訪者の受け入れは、６月１８日までは慎重に判断する。

○学外者を受け入れた場合は、日時・立ち入り場所等を記録しておくこととする。

４．「県外移動」について

○５都道県との間の不要不急の移動については、６月１８日までは各自慎重に判断し、行動する。

○県外へ移動した場合は、三密を避け、行動履歴を記録しておくこととする。